

主要用語の解説

え SNA (System of National Accounts)

SNAとは、System of National Accountsの略称で、「国民経済計算」又は「国民経済計算体系」と訳されており、一国経済の状況について、生産、消費、投資といったフロー面や資産、負債といったストック面を体系的、整合的、統一的に記録するための国際的な共通基準（標準方式）であり、国際比較を可能とする一国経済の会計原則とも言えます。

SNAは、1953年（昭和28年）に国連統計委員会で初めて採択され、この体系は採択年次から53SNAと呼ばれました。その後、53SNAを抜本的に改定した68SNA（1968年（昭和43年）国連採択）、経済社会の変化に対応した93SNA（1993年（平成5年）国連採択）、08SNA（2008年（平成20年）国連採択）へと体系は変わり、日本の国民経済計算は2016年（平成28年）に08SNAへ全面移行しました。県民経済計算は平成26年度推計分までは93SNAで推計しますが、平成27年度推計分からは08SNAへ移行する予定です。

営業余剰・混合所得

生産における企業等生産者の生産活動の貢献分で、雇用者報酬や固定資本減耗などとともに付加価値の構成要素の一つです。このうち混合所得は、家計のうち個人企業の取り分で、その中に事業主等の労働報酬の要素を含むことから、企業会計上の営業利益に近い概念である営業余剰（家計においては持ち家分）とは区別しています。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は営業余剰を生みません。93SNAで、これまでの営業余剰のみの概念から、家計部門について新たに混合所得という概念が導入されました。

か 家計最終消費支出

家計（個人企業を除く）が新規に財貨・サービスを取得するために行った支出で、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）を控除した額となります。土地と建物はこの項目に含まれません（総資本形成となる）。また、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も計上されます。

可処分所得及び県民可処分所得

可処分所得は、県民全体あるいは各制度部門の現物社会移転を除くすべての経常収入（雇用者報酬、営業余剰と財産所得等の受取）から、現物社会移転を除くすべての経常移転の支払を控除したもので、それぞれの制度部門の手元に残った処分可能な所得を示しています。

各制度部門別の可処分所得は、県民所得及び県民可処分所得の分配に表章され、県民可処分所得はそれら制度部門別可処分所得を合計することによって求められ、県民可処分所得と使用勘定にあらわれます。県民可処分所得は、生産によって生み出された要素所得である市場価格表示の県民所得に、県外からの経常移転の純受取を加えたものに等しく、県民全体の処分可能な所得をあらわしています。これを支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分されます。

間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）

68 SNAでは、金融機関の産出額は「帰属利子」という形で推計・記録がなされてきましたが、93 SNAではFISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）として通常の財貨・サービスの一つに位置づけられました。

金融機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり、支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります。このサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものを「FISIM」（Financial Intermediation Services Indirectly Measured）といいます。

き 企業所得

企業所得とは、営業余剰・混合所得に、受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもの（≒企業会計上の経常利益）で、県民所得及び県民可処分所得の分配に表章されます。企業所得は、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。

帰属計算

帰属計算とは、SNAにおける特有の概念であり、財貨・サービスの提供あるいは享受に際して、実際は市場でその対価の受払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいいます。例えば、家計最終消費支出には、自己所有住宅の帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれます。そのため、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、県民経済計算の各項目をみる場合、その範囲に注意する必要があります。

帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家等と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいいます。また、帰属家賃には給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれます。県民経済計算では住宅所有者は住宅賃貸業（不動産業）を営んでいるものとし、自分でその住宅を借り家賃を支払っていると擬制しています。そのため、生産面では不動産業を営む個人企業の生産額として不動産業の生産額に、分配面では営業余剰・混合所得に個人企業所得として、支出面では家計最終消費支出にそれぞれ含まれます。

け 経常移転

経常移転とは、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならない移転取引を指します。

所得・富等に課される経常税、生産・輸入品に課される税、社会負担・社会給付、罰金、利子、配当、地代等が該当します。

現金による社会保障給付

社会保障基金から家計に対して現金の形で給付されるものです。したがって、医療保険による医療・介護の保険給付分など直接家計に現金で支払われないものは含まれません。

現金による社会保障給付は所得支出勘定において、一般政府の支払・家計の受取として計上

されます。

現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して財貨及びサービスを現物による社会移転として支給することです。この財貨及びサービスは、政府及び対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものです。

例えば、医療などの社会保障給付や学校教育サービス等がこれにあたります。

現物社会給付

現物社会給付は現物社会移転の一項目で、一般政府から家計への医療保険給付分及び介護保険給付分です。また、現物社会給付は、社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う形での「払い戻しによる社会保障給付」と、関連するサービスを直接受給者（家計）に支給する形での「その他の現物社会保障給付」に細分化して記録されています。

県内総生産

一年間（年度）の間に県内で生産された財貨・サービスの付加価値の総計のことです。

産出額（≒売上高）から中間投入額（≒原材料・光熱費等）を差し引いたものです。

なお、人件費は中間投入には含まれません。

県民所得

生産活動において生み出された付加価値のうち、生産活動への参加（労働・資本等の提供）の対価として分配された所得のことで、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得で構成されます。

二 公的企業

原則として政府により所有かつ支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格を持つ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体（特別会計）からなります。その活動の種類、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類されるような事業所を単位とします。

固定資本減耗

建物、構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の使用に伴っておこる価値の減少（減価償却費）と、予見される火災や風水害などの偶発事故による損失（資本偶発損）をあわせた額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成します。県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体についても生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗が計上されています。また、県内総生産から固定資本減耗分を差し引いたものを県内純生産と呼びます。

個別消費支出と集合消費支出

非市場生産者の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行った「個別消費支出」と社会全体のために行った「集合消費支出」に区分されます。

具体的には、「個別消費支出」は、医療保険及び介護保険によるもののうち社会保障基金からの給付分である「現物社会給付」及び教育や保険衛生などの個別的サービス活動に要する消

費支出である「個別的非市場財・サービスの移転」の合計となり、「現物社会移転」の額と等しくなります。一方、「集合消費支出」は、外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出です。

一般政府の最終消費支出については、「個別消費支出」と「集合消費支出」に区分されます。一方、対家計民間非営利団体の「最終消費支出」は、すべて「個別消費支出」となります。

固定基準年方式と連鎖方式

実質化においては、固定基準年方式と連鎖方式という二つの方法があります。

固定基準年方式とは、基準年を固定し、毎年その基準年の価格構造で評価しようとする方法で、連鎖方式とは、基準年を固定せず、前年からの伸び率を積み重ねていく方法です。

固定基準年方式による場合、基準年を固定しているために、基準年から離れるほどバイアス（偏り）が生じ、経済の実態を歪めて表してしまう可能性があります。

連鎖方式では基準年を固定していないため、バイアスの問題は生じません。ただし、連鎖方式による場合、実質値における加法整合性（内訳項目の合計が集計項目に一致すること）が成立せず、その差を開差という項目で表しています。一方、固定基準年方式では加法整合性が成立していますので、開差はありません。

雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した県内に居住する雇用者（県民雇用者）への分配額をさします。雇用者とは産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者で、法人企業の役員、特別職の公務員、議員も雇用者に含まれます。雇用者報酬は以下の項目から構成されており、このうち①の（b）、②及び③の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含まれているものです。

① 賃金・俸給

（a）現金給与（所得税、社会保険料の雇用者負担等の控除前）。一般雇用者の賃金、給料、手当などのほかに役員給与や議員歳費等も含まれます。

（b）現物給与。自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出です。給与住宅差額家賃（社宅など市場で取引された場合の家賃と実際に社員が支払う家賃との差額）もこれに含まれます。

② 雇主の現実社会負担

健康保険・厚生年金等の社会保障基金への負担金（雇主の強制的現実社会負担）及び厚生年金基金・適格退職年金等の年金基金への負担金（雇主の自発的現実社会負担）。

③ 雇主の帰属社会負担

退職一時金等の無基金による社会保障制度への雇主の負担金。

ば 財貨・サービスの移出入（純）

県内と県外の財貨・サービスの取引で、財貨・サービスの移出（輸出含む）から移入（輸入含む）を控除したものです。

在庫品評価調整

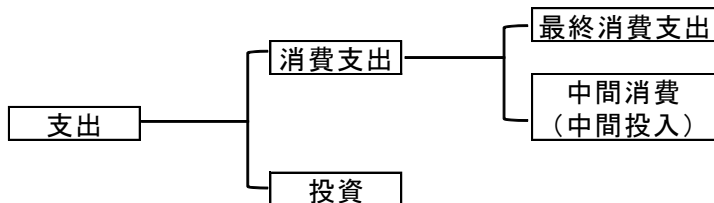
県民経済計算では、発生主義の原則により在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされています。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくもので、後入先出法や先入先出法等様々な在庫評価方法で評価されています。これらの方法では期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には期首と期末の評価価格の差による分も含まれることとなりますが、この評価価格の差による分を除くための調整を在庫品評価調整といいます。県民経済計算では、この差額を在庫品評価調整額と呼び、各評価額と在庫品調整額の間には「企業会計の評価額－県民経済の評価額＝県民経済の在庫品調整額」という関係が成り立ちます。

財産所得

県民所得の構成項目の一つで、資本や土地の生産活動への提供の対価として受取った所得（純）をさします。利子及び配当、地代、著作権・特許権の使用料などが該当します。ただし、建物、機械設備等の賃貸（新たに付加価値を生み出すために直接用いられるもの）は含まれません。

最終消費支出

消費とは支出のうち一定期間に使用しつくされるもの（消費⇔投資）で、次の生産のための原材料等として投入される中間消費（＝中間投入）以外の部分を最終消費支出とよびます。



民間最終消費支出は、主に家計の財貨・サービスの新規購入に対する支出です。ただし土地と建物の購入分は含みません。

政府最終消費支出は、政府サービス生産者の産出額から、他部門に販売した額（授業料・下水道料金等）を控除し、家計への移転的支出（医療・介護保険給付、教科書購入費等）を加えたものです。

資本移転

反対給付を伴わない移転のうち、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄からまかなわれるもので、経常移転と対比されます。資本移転は、当事者の投資や資産に影響を及ぼしますが、消費には資産額やその構成の変化を通じて間接的な影響を及ぼすにとどまります。政府の民間企業に対する資本補助金や相続税、贈与税などがこれに該当します。

社会給付及び社会負担

社会給付とは、「病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経

常移転」と定義されます。県民経済計算では、老齢年金などの「現金による社会保障給付」、適格退職年金などの「年金基金による社会給付」、生活保護などの「社会扶助給付」、退職一時金などの「無基金雇用者社会給付」、医療保険給付及び介護保険給付からなる「現物社会移転」の5つに分類しています。

社会負担とは、「社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払」と定義されています。県民経済計算では、社会保障基金への負担金のうち雇主負担分である「雇主の強制的現実社会負担」、雇用者負担分である「雇用者の強制的社会負担」、年金基金への負担金のうち「雇主負担分である雇主の自発的現実社会負担」、雇用者負担分である「雇用者の自発的社會負担」、無基金制度への負担金である「帰属社会負担」の5つに分類しています。

社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転のうち、社会保障制度を通じる以外のものをいいます。一般政府分としては生活保護費、遺族等年金、恩給などがあげられ、対家計民間非営利団体分としては、無償の奨学金などが含まれます。

消費者負債利子・その他の利子

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、「消費者負債利子」と「その他の利子」が計上されています。「消費者負債利子」は、消費者としての家計が支払った住宅ローン以外の利子であり、「その他の利子」は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子です。

県民所得及び県民可処分所得の分配においては、「消費者負債利子」は家計（非企業部門）の利子支払として計上され、「その他の利子」は個人企業の企業所得に含まれます。

所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税及び②消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税、をいいます。所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等のほかに家計の負担する自動車関係諸税及び日銀納付金がこれに該当します。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別されます。従って、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課される税とみなされますが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類されます。

せ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられた租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものです。生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される税と区別されます。

例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられます。固定資産税も帰属家賃の一部を

構成するとみなされ、生産・輸入品に課される税として扱われます。

生産・輸入品に課される税は生産者の付加価値の一部になると同時に、一般政府においては、経常移転の受取として所得支出勘定に計上されます。

政府サービス生産者

公共サービス（警察・教育・一般行政等）を無償ないしコストを下回る価格で提供する生産主体を指します（国・地方自治体等）。そのサービスは市場価格を持たないため、産出額はそのサービスの提供に要した費用（人件費・物件費・旅費等）を積み上げて評価します。

政府最終消費支出

一般政府の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の生産額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売額）を差し引いたものに現物社会給付等（医療保険による給付分等）を加えたものを計上しています。

そ 総固定資本形成

民間及び公的企業、一般政府、家計（個人企業）並びにび対家計民間非営利団体が新規に購入した有形または無形の資産（中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む）であり、以下のものが該当します。

① 有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産（種畜、乳牛、果樹、農園等）。民間転用が可能な防衛関係設備等も含まれます。

② 無形固定資産

コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェア（受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア等））

③ 有形非生産資産の改良

土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれますが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類されます。

総資本形成

総資本形成は、将来に便益をもたらすものに対する投資的支出で、総固定資本形成と在庫品増加で構成されます。総固定資本形成は有形固定資産（建物・機械設備等）、無形固定資産（ソフトウェア）等に対する支出です。在庫品増加は製造品・仕掛品・原材料等の積み増しから取り崩しを控除したものです。

た 対家計民間非営利サービス生産者、対家計民間非営利団体

市場においては効率的に供給されないサービスを、無償ないしコストを下回る価格で家計に供給をする（非政府の）団体です。そのサービスの提供のコストは、政府からの補助金や家計からの寄付・会員の会費等で賄われており、具体的には、私立学校・政党・労働組合・宗教団体などが含まれます。

対家計民間非営利団体最終消費支出

県内総生産（支出側）の構成項目で、対家計民間非営利サービス生産者の生産額から商品・非商品販売額（中間需要＋家計最終消費支出）を控除したものです。対家計民間非営利団体は営利目的で事業を行っているわけではないため、通常、販売収入が、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）を下回るため、その差額を自己消費とみなして、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上しています。

ち 中間投入・中間消費

生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービスをいいます。耐用年数を大幅に伸ばすことのないような固定資産の維持補修（企業会計の収益的支出）研究開発調査等もこれに含まれます。また、中間投入を支出側からみた場合に中間消費といえます。産出額から中間投入（額）を控除したものが付加価値（額）です。

貯蓄

貯蓄は各部門の要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取りや各種の経常移転の受取りからなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転支払いからなる経常的支出を差し引いた残差として定義されます。従って貯蓄は所得支出勘定（所得の使用勘定）のバランス項目であり、資本蓄積のための原資となります。

て デフレーター

県民経済計算では、名目経済成長率から価格変動を除いた量的変化（実質経済成長率）を捉えるため、名目値（その時点で取引された価格）を実質値（物価変動を除いた価格）へ変換します。実質化は、それぞれの品目の名目価格を対応する物価指数で除すことによって計算します。その時に用いる物価指数をデフレーターと呼びます。

$$\text{実質値} = \frac{\text{名目値}}{\text{デフレーター}}$$

と 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）のように、概念上一致すべきものであっても、推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なることによって、推計値に不一致が生じることがあります。この不一致を「統計上の不突合」といい、勘定体系のバランスを図るために表章されます。なお、県内総生産の場合は支出側に表章されますが、国内総生産の場合は生産側に表章されています。

土地の購入（純）

土地取引（売買）の収支差額で、制度部門別資本調達勘定の実物取引に表章されます。土地取引に要した移転コスト（仲介者手数料、登記料等）は、固定資本形成として記録され、土地取引には含まれません。また、土地の開発、改良のための支出も、有形非生産資産の改良として固定資本形成に計上されるため、土地取引には含まれません。

また、県民経済計算では、土地の売買は居住者間のみで行われるものと擬制（＝みなすこと）しています。その考え方は、例えば県外居住者が県内土地を購入した場合、県内居住者たる「名目的な機関」がその土地の所有者となり、県外居住者はこの「名目的な機関」に対し、土地購

入額に等しい債権を取得すると擬制することにより、県全体では土地の売却＝土地の購入とするものです。その結果、財・サービスの取引結果と所得及び金融資産・負債の流れを記録する統合勘定には「土地の購入(純)」が表章されず、「県外に対する債権の純増」が減少することになります。なお本県では資料の制約などの理由から一般政府部門のみ推計し、その他の部門については貯蓄投資差額に含む形で計上しています。

ね 年金基金による社会給付

年金基金とは、年金・退職一時金給付のために積み立てられた基金の運用主体であり、会社など特定の雇用者集団ごとに設立され、厚生年金基金、適格退職年金等が含まれます。各基金は雇主及び雇用者の指示により市場取引を中心とした経済活動を行います。これらの年金基金から、家計へ支払われる年金・一時金を年金基金による社会給付といいます。

年金基金年金準備金の変動

93SNAの制度上、社会保障基金ではなく、金融機関に含むものとして扱われる年金基金から家計が受け取る社会給付(年金、一時金)と家計が年金基金へ払い込む自発的社会負担(掛金)の差額(雇主及び雇用者の自発的社会負担－年金基金による社会給付)のことをいい、金融機関の所得支出勘定の支払側と家計の所得支出勘定の受取側にそれぞれ記録されます。

年金掛金の支払及び基金から受け取る年金給付は、経常取引として記録されますが、一方で年金基金が管理する年金準備金は、生命保険が管理する準備金と同じように、家計が所有している金融資産(貯蓄)として取り扱います。このため、年金負担額と年金受取額との差額が計上されることで家計の貯蓄が過大とならないよう、年金基金年金準備金の変動を調整項目として設け、年金負担額と年金受取額が経常取引として記録されなかった場合と同じ貯蓄額に戻すという取扱いをしています。

ひ 非商品販売

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産する財貨・サービスの一部は家計等に対して販売されます。政府や対家計民間非営利団体は営利を目的としていないため、それらの中には価格が生産コストを下回るものがあり、これを商品の販売と区別して非商品の販売といいます。

このような財貨・サービスの家計の購入は、購入と家計の支払いとの間に明確で直接的な結びつきがあり、かつその支払いが家計の自由意思によってなされるという点で、強制手数料やその他の移転と区別されます。

政府サービス生産者の非商品販売としては国公立学校の授業料などがあげられます。対家計民間非営利団体の非商品販売としては私立学校の授業料などがあげられます。

ほ 法人企業の分配所得

企業への出資に関して生じた所得の移転で、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配(役員賞与を含む)のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰入れ、企業の海外支店収益、などからなります。

なお、信託収益及び保険契約者配当は、それぞれ利子、保険契約者に帰属する財産所得として扱われます。また、海外子会社の未分配収益は、国民経済計算では「海外直接投資に関する再投資収益」として扱われますが、県民経済計算では「法人企業の分配所得」として扱って

います。

保険契約者に帰属する財産所得

保険技術準備金の投資により得られる所得のことで、保険契約者に帰属することから、93SNAでは、保険契約者の受取として記録し、追加保険料として再び保険会社に全額支払われるように取り扱うこととなっています。

なお、保険技術準備金とは、「生命保険準備金及び年金基金に関する家計の純持分（責任準備金）」と「保険料の前払いに対する準備金（未経過保険料）及び未払い保険金に対する準備金（支払準備金）」を合わせたもののことをいいます。

補助金

県民経済計算上の補助金とは、①企業に対して支払われるものであること、②企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金です。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく、政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われます。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類されます。

み 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

む 無基金雇用者社会給付及び帰属社会負担

無基金雇用者社会給付とは、社会保障基金、金融機関（年金基金）などの外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付をいい、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと考えます。具体的には雇主から直接支払われる年金、家族手当、傷害補償金、一時帰休及び退職手当などです。

この給付は所得支出勘定において企業の支払、家計の受取に計上されますが、雇用者報酬の受取にもこの支払分が含まれるので、二重計算を避けるため、同額を帰属社会負担として家計から企業への移転として扱う帰属計算を行っています。

も 持ち家の企業所得

「持ち家」は個人所有で自己居住にかかる住宅を独立の企業として取扱っているもので、その「企業所得」は他の企業所得と同じ概念です。計算は次の算式によります。

自己居住住宅の家賃評価額－中間投入（修繕等）－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税（固定資産税等）－住宅ローン支払い利子－支払地代（帰属家賃の項もご参照ください。）